

第 36 号 議 案

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年長崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の手当)</p> <p>第18条 第2条第3項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。次項において同じ。）の手当の種類は、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当、勤勉手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第6条の3、第8条の2、第8条の3、第12条の2及び第14条の2の規定は、適用しない。</p> <p>第19条 第2条第3項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。次項において同じ。）の手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休</p>	<p>(会計年度任用職員の手当)</p> <p>第18条 第2条第3項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。次項において同じ。）の手当の種類は、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び退職手当</u>とする。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第6条の3、第8条の2、第8条の3、第12条の2、<u>第14条</u>及び第14条の2の規定は、適用しない。</p> <p>第19条 第2条第3項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。次項において同じ。）の手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休</p>

日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 パートタイム会計年度任用職員には、第4条から第6条まで、第6条の3、第8条の2、第8条の3、第12条の2、第14条の2及び第15条の規定は、適用しない。

日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 パートタイム会計年度任用職員には、第4条から第6条まで、第6条の3、第8条の2、第8条の3、第12条の2 及び第14条から第15条までの規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給できるよう所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。